

ご利用案内

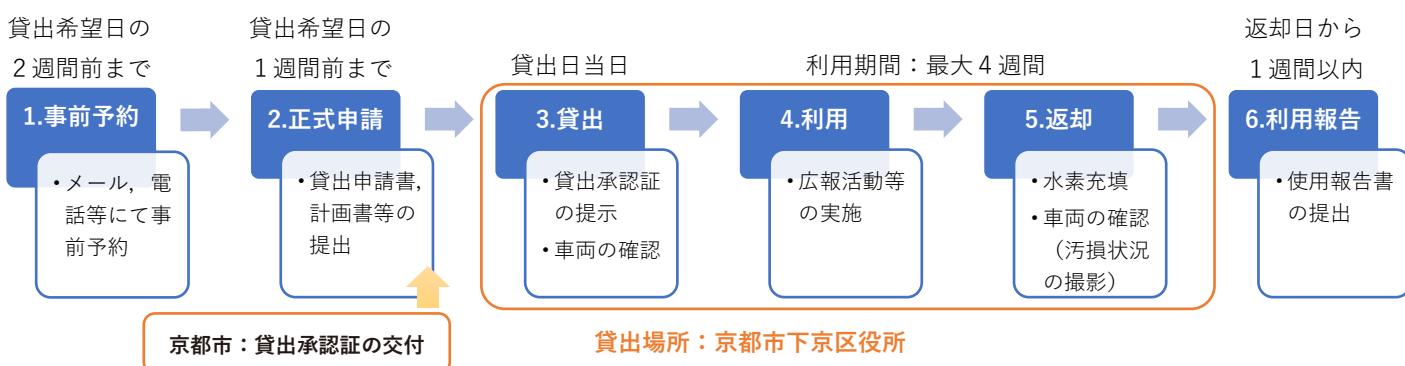
本事業は、京都市が導入した燃料電池自動車（F C V）等を京都市内の法人及び団体等に貸出し、業務やイベント等で活用していただくことで、多くの方に水素エネルギーへの理解を深めていただくことを目的として実施するものです。



<貸出事業の概要>

貸出期間	各年度の4月1日～3月31日のうち最長4週間
貸出車両等	車両：トヨタ MIRAI 1台（4人乗り） 外部給電器：ニチコン EV パワー・ステーション「パワー・ムーバー」 本田技研工業 POWER EXPORTER 9000 ※ 外部給電器のみの貸出は行っておりません。 ※ 外部給電器は本市が実施するイベント等においても活用するため、貸出の御希望に添えない場合があります。
貸出場所	車両：京都市下京区役所 (住所) 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8 (アクセス) 地下鉄烏丸線・JR各線・近鉄京都線「京都駅」下車徒歩5分 外部給電器：同上（車両トランクに搭載） ※車両の貸出状況により貸出場所が異なることがあります。
貸渡／返却時間	車両：貸渡時間 9:00～17:00 返却時間：9:00～17:00 外部給電器：同上 ※ なお、車両の鍵は、地球温暖化対策室（中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階）までご返却ください。
貸出対象者	市内に事業所を有する法人、個人事業主又は市内に活動拠点のある団体
貸出料金	無料（燃料として使用する水素料金は利用者の負担）
貸出条件	次のいずれの条件にも該当すること。 ① F C Vを業務等に活用している様子を可能な限り広報媒体で発信すること。 ② 次のいずれかの条件に該当すること。 ア 貸出期間中に1回以上、市内企業や市民等を対象としたイベントにF C Vを活用すること。 イ 水素で走行する車であることが分かる内容のマグネット等をF C Vの車体に貼付し、F C Vを業務に活用すること。 なお、F C Vの活用に当たっては、1日当たり概ね10km以上又は60分以上、市内を走行すること。 ウ F C V等を活用し、市内企業や市民等にF C Vを周知する取組を実施すること。 ③ 車両を汚損させる恐れがなく、適正に管理できる保管場所を用意できること。

<予約から利用までの流れ>



<利用方法>

1 事前予約【先着順】	
方 法	① メール又は電話にて地球温暖化対策室に連絡し、事前予約をしてください。 ② 地球温暖化対策室において、申請者からの貸出の希望を整理の上、FCV等の貸出期間を決定し、速やかにお知らせします。(必要に応じて日程調整を行います)
期 限	貸出希望日の2週間前までに地球温暖化対策室へ連絡
2 正式申請	
方 法	① 郵送又は持参にて、「FCV等貸出申請書(第1号様式)」「FCV等活用計画書」を地球温暖化対策室に提出してください。 ② 申請書の審査後、本市から「FCV等貸出承認書(第2号様式)」により通知します。(事前予約後であっても、審査結果により貸出をしない場合があります。)
提出書類	FCV等貸出申請書(第1号様式)、FCV等活用計画書
期 限	貸出希望日の1週間前までに地球温暖化対策室へ提出
3 貸出	
方 法	① FCV等貸出承認書に記載の貸出日時に、貸出場所「京都市下京区役所」へお越しください。 ② FCV等貸出承認書を本市職員へ提示してください。 ③ 本市職員から、車両の操作方法、保険の説明、水素ステーションの案内を受けるとともに、使用する車両の汚損等の確認を行ってください。 ④ 鍵等を受け取り、FCVを御利用ください。 ※ 外部給電器の貸出に当たっては、別途本市職員の指示に従ってください。
提出書類	FCV等貸出承認書(第2号様式)
期 限	貸出日当日に貸出場所で本市職員へ提示
4 利用	
方 法	① 事業計画書に記載の広報の取組を実施してください。また、業務等において活用し、燃料電池自動車の走行性等について体感してください。 ② 車両は安全な場所で保管してください。 ③ 事故等の発生時は、地球温暖化対策室へ連絡してください。
5 返却	
方 法	① 返却前に近隣の水素ステーションにおいて水素の仕様分を充填してください。 ② 申請書に記載の日時に京都市下京区役所へ返却してください。 ③ 車両の汚損等を撮影してください。(6 利用報告の「FCV等使用報告書(第3号様式)」に添付してください) ④ 車両の鍵については、地球温暖化対策室(中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階)に返却してください。
6 利用報告	
方 法	返却日から1週間以内に「FCV等使用報告書(第3号様式)」を地球温暖化対策室に提出してください
提出書類	FCV等使用報告書(第3号様式)
提出期限	返却日から1週間以内に地球温暖化対策室へ提出

<その他>

自動車保険（任意保険）の扱い

- ① 貸出する車両は自動車保険に加入しています。
 - ・ 対人賠償：無制限（免責 0 円）
 - ・ 対物賠償：無制限（免責 0 万円）
 - ・ 車両保険：時価額（免責 0 万円）
 - ・ 人身傷害：1名につき 5, 000 万円
- ② 万一事故があった場合には、基本的には自動車保険で対応しますが、保険・補償の免責額、補償限度を超える損害、保険金が支払われない損害等については、全て運転者の負担となります。

利用上の注意事項

- ① 道路交通法等交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。違法駐車等の法令違反があった場合は、反則金の支払い等の違反処理後に車両を返却してください。
- ② 車両のまた貸しや目的外使用はしないでください。
- ③ 交通事故があった際は、地球温暖化対策室に連絡してください。
- ④ 車内での喫煙・飲食は禁止です。
- ⑤ 汚れ、泥等がついた場合は、必ず洗車・清掃のうえ、返却願います。
- ⑥ 返却時間は厳守願います。
- ⑦ その他の貸出に関する一切は「京都市燃料電池自動車等の貸出事業に関する要領」に基づきます。

■ 問合せ先（申請書等の提出先、車両の鍵の返却場所）

京都市環境政策局地球温暖化対策室 （担当：近藤、沼田）

住 所：京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階

T E L : 075-222-4555 F A X : 075-211-9286

メール：ge@city.kyoto.lg.jp

■ 貸出場所

京都市下京区役所

住 所：下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 番地の 8